

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年8月7日
【四半期会計期間】	第41期第1四半期(自2020年4月1日至2020年6月30日)
【会社名】	株式会社音通
【英訳名】	ONTSU Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡村邦彦
【本店の所在の場所】	大阪市北区本庄東一丁目1番10号
【電話番号】	06-6372-9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室室長 中川淳
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区本庄東一丁目1番10号
【電話番号】	06-6372-9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室室長 中川淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第1四半期 連結累計期間	第41期 第1四半期 連結累計期間	第40期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	3,740,820	3,335,518	14,883,642
経常利益 (千円)	7,712	123,450	65,457
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失() (千円)	48,973	4,228	737,221
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	48,973	4,228	737,221
純資産 (千円)	3,294,896	2,578,581	2,582,833
総資産 (千円)	11,284,145	11,809,742	10,669,827
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	0.25	0.02	3.77
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	28.7	21.3	23.7

(注) 1.当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
おりません。

2.売上高には、消費税等は含まれておりません。

3.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期
(当期)純損失であるため、記載してありません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容
について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間は、新型コロナウイルスの感染拡大により政府の緊急事態宣言が発令され、経済活動が大幅に制限されるなど、過去に前例のない事態が発生いたしました。

当社グループでは、スポーツ事業におきましては店舗施設の一時休業、カラオケ関係事業におきましては営業活動の一時停止を余儀なくされ、従業員の一時帰休も大規模に実施するに至りました。一方で、食料品・生活雑貨小売事業におきましては、緊急事態宣言下で感染予防策を徹底しながら営業を継続することにより、衛生関連商品をはじめ食料品や生活雑貨などの生活必需品を一般消費者に届け続けてまいりました。

並行して、財政状態の不安定化を回避するため、金融機関からの借入により現預金を積み増すなどキャッシュ・ポジションの調整を実施するとともに、新規の設備投資案件は、竣工済であったスポーツ事業における新規店舗や進行中の小規模案件を除き一時的に停止するなどの措置も実施するなどして万全を期しております。これらの緊急対応策につきましては、事態の今後の推移を慎重に見極めながら、段階的に正常化してまいります。

なお、会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する仮定については重要な変更はありません。

財政状態

a. 資産

流動資産は、5,770,207千円（前連結会計年度末比1,259,434千円の増加）となりました。これは主として、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対応のため、キャッシュ・ポジションの積み増しを目的とした金融機関からの借入などにより現金及び預金が1,363,256千円増加したことなどによります。

固定資産は、竣工済であったスポーツ事業における新規店舗や進行中の小規模案件を除き、新規設備投資を一時的に停止するなどしたため6,037,529千円（前連結会計年度末比118,694千円の減少）となりました。

また、繰延資産は、2,005千円（前連結会計年度末比825千円の減少）となりました。

この結果、総資産は、11,809,742千円（前連結会計年度末比1,139,915千円の増加）となりました。

b. 負債

流動負債は、4,060,201千円（前連結会計年度末比921,713千円の増加）となりました。これは主として、社債の償還期間の到来により1年内償還予定の社債が660,000千円、金融機関からの資金の借入などにより1年内返済予定の長期借入金が244,106千円増加したことなどによります。

固定負債は、5,170,959千円（前連結会計年度末比222,453千円の増加）となりました。これは主として、金融機関からの資金の借入などにより長期借入金が928,134千円増加した一方で、社債の償還期間の到来による長短振替により社債が660,000千円減少するなどしたことによります。

この結果、総負債は9,231,160千円（前連結会計年度末比1,144,166千円の増加）となりました。

c. 純資産

純資産は、2,578,581千円（前連結会計年度末比4,251千円の減少）となりました。これは主として、利益剰余金が、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上4,228千円により減少するなどしたことによります。

経営成績

当第1四半期連結累計期間における経営成績は、売上高は3,335,518千円（前年同四半期比10.8%減）、営業利益は126,450千円（前年同四半期比606.0%増）、経常利益は123,450千円（前年同四半期比1,500.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純損失は4,228千円（前年同四半期は48,973千円の親会社株主に帰属する四半期純損失）であり、セグメントの業績は次の通りであります。

なお、新型コロナウイルス関連損失として146,353千円を特別損失として計上しております。これは、休業要請に応じたスポーツ事業部門の施設及び一部事業所における休業期間中に発生した人件費、地代家賃、減価償却費等の固定費であります。

a. 食料品・生活雑貨小売事業

当セグメントでは、「F L E T ' S」及び「百圓領事館」等の総合100円ショップを運営しており、当第1四半期連結累計期間における新規出店店舗は、次の4店舗であります。

オープン	店舗名称	所在地
2020年4月20日	F L E T ' S フレッシュシンワ店	大阪府東大阪市
2020年4月22日	F L E T ' S F U J Iスーパー橋戸店	横浜市瀬谷区
2020年5月8日	F L E T ' S 屏風浦店	横浜市磯子区
2020年5月23日	F L E T ' S ビックエー吉川団地店	埼玉県吉川市

一方で、F L E T ' S 甲子園店、F L E T ' S 高槻駅前店など合計4店舗が閉店し、当第1四半期連結会計期間末日現在、「F L E T ' S」「百圓領事館」等の100円ショップ直営店舗148店舗、同F C店舗5店舗の合計153店舗を運営しております。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い政府や行政機関等が広く国民に要請した外出自粛などの措置は、食料品や生活雑貨を販売する100円ショップの運営に大きな影響を与えました。商品仕入については、海外からの商品仕入に止まらず国内からの商品仕入についても一部支障がでるなど、サプライチェーンの機能が一時的に大きな影響を受けました。店舗運営におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止策のため、営業時間の短縮、徹底した飛沫感染防止対策、健康管理の強化、店内常時換気の徹底など、過去に経験をしたことのない対応策を実施いたしました。一方で、お客様の来店者数は感染拡大が進むとともに増加傾向を示し、政府の緊急事態宣言の発令期間中には昨年実績を大幅に上回ることとなりました。緊急事態宣言の解除後も、ピークは越えたものの昨年来店客数を維持しております。

このような状況のなか、当セグメントの業績は、売上高は2,746,922千円（前年同四半期比0.8%増）、セグメント利益（営業利益）は169,880千円（前年同四半期は3,506千円のセグメント損失（営業損失））となりました。

b. カラオケ関係事業

当セグメントでは、業務用カラオケ機器及び周辺機器の賃貸並びに卸売事業を行っており、顧客であるカラオケ関係事業者の多くが政府の緊急事態宣言発令により店舗営業を自粛するなどしました。緊急事態宣言が解除された後も、引き続き営業自粛要請の対象となるなど相当期間にわたる営業自粛を余儀なくされることとなり、その後、店舗営業を再開した事業者におきましても、新型コロナウイルス感染症が収束しているとは言えない状況のもとで非常に厳しい経営環境が続いております。

当セグメントにおきましては、このような状況の中で営業活動が一時的に困難となったため、営業職従業員を対象に一時帰休を実施するとともに、事業所においては顧客からの問い合わせなどの対応にあたるなどして、顧客対応に努めてまいりました。顧客の多くが一時的休業するなか、閉店に踏み切るケースも散見されるなどの厳しい状況となり、売上の大幅な減少を回避することは不可避となり、当セグメントの業績は、売上高は314,100千円（前年同四半期比39.8%減）、セグメント利益（営業利益）は12,845千円（前年同四半期比68.2%減）となりました。

c. スポーツ事業

当セグメントは、当第1四半期連結会計期間末日現在、スポーツクラブ「J O Y F I T」を3店舗、24時間型フィットネス・ジム「J O Y F I T 2 4」を18店舗、フィットネス・ジム「F I T 3 6 5」を6店舗、ホットヨガスタジオ「L A V A」を1店舗、合計28店舗を運営しております。なお、当第1四半期連結会計期間にオープンを予定しておりました「F I T 3 6 5 浦和田田窪」は、新型コロナウイルス感染拡大による政府の緊急事態宣言をうけて、グランドオープンを2020年7月1日に延期いたしました。

当セグメントにおきましては、政府の緊急事態宣言の発令中は対象地域のすべての施設が休業を余儀なくされ、全従業員を対象に一時帰休も実施いたしました。同宣言解除後は、徹底した感染拡大防止策を実施しながら施設の営業を再開しており、利用者に対しましても感染防止策の徹底を要請しております。

このような状況の中で、施設休業中の会費徴収を見送るとともに、感染予防の観点から一時的に休会を希望する会員向けの休会制度の運用や、退会ルールの見直しなどの対応を行ってまいりましたが、当セグメントの業績は、売上高は157,934千円（前年同四半期比57.1%減）、セグメント損失（営業損失）は48,816千円（前年同四半期は26,138千円のセグメント利益）となりました。

d. I P事業

当セグメントは、店舗及び住宅の賃貸並びにコインパーキング「T.O.P.24h」の運営をしております。

コインパーキング事業におきましては、当第1四半期連結会計期間末日現在、大阪府、兵庫県、京都府におきまして56カ所851車室のコインパーキングを運営しており、近隣の競合状況や利用実績などを細かく分析してきめ細かな運営を行なっております。

政府の緊急事態宣言や地方自治体による不要不急の外出自粛要請のため、コインパーキングの利用が減少した一方で、テナント契約により賃貸物件の賃料収入が増加いたしました。また、経費の見直しを実施するなどした結果、当セグメントの業績は、売上高は116,560千円（前年同四半期比7.7%減）、セグメント利益（営業利益）は4,281千円（前年同四半期は13,730千円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当する事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	355,000,000
計	355,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	200,379,645	200,379,645	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式100株
計	200,379,645	200,379,645	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2020年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	-	200,379,645	-	1,681,941	-	1,350,454

(注) 2020年7月22日開催の第40期定時株主総会決議により、資本準備金の減少ならびに剰余金の処分の効力が発生しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,001,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 195,370,200	1,953,702	-
単元未満株式	普通株式 8,045	-	-
発行済株式総数	200,379,645	-	-
総株主の議決権	-	1,953,702	-

(注) 1. 発行済株式は全て普通株式であります。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式は、自己株式10株が含まれております。

3. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年5月25日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社音通	大阪市北区本庄東 一丁目1番10号	5,001,400	-	5,001,400	2.50
計	-	5,001,400	-	5,001,400	2.50

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は5,001,410株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,091,353	3,454,609
受取手形及び売掛金	619,466	364,919
商品及び製品	1,352,573	1,401,693
原材料及び貯蔵品	3,390	3,094
前渡金	2,274	5,436
前払費用	216,282	258,701
預け金	101,971	115,592
その他	127,517	168,257
貸倒引当金	4,058	2,097
流動資産合計	4,510,772	5,770,207
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産(純額)	1,462,955	1,367,657
建物及び構築物(純額)	1,708,881	1,727,300
土地	445,835	445,835
その他(純額)	962,637	972,978
有形固定資産合計	4,580,310	4,513,771
無形固定資産		
のれん	70,964	60,845
その他	22,584	22,567
無形固定資産合計	93,548	83,412
投資その他の資産		
投資有価証券	27,716	28,089
建設協力金	154,136	128,613
差入保証金	821,629	803,569
繰延税金資産	295,840	314,897
その他	195,247	177,351
貸倒引当金	12,205	12,175
投資その他の資産合計	1,482,364	1,440,345
固定資産合計	6,156,224	6,037,529
繰延資産	2,830	2,005
資産合計	10,669,827	11,809,742

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,123,402	1,183,942
1年内返済予定の長期借入金	658,201	902,307
1年内償還予定の社債	300,000	960,000
未払金	202,143	169,377
1年内支払予定の長期割賦未払金	484,838	499,404
未払法人税等	38,494	52,608
資産除去債務	211,731	126,611
その他	119,676	165,949
流動負債合計	3,138,487	4,060,201
固定負債		
社債	660,000	-
長期借入金	2,644,066	3,572,200
長期割賦未払金	1,150,968	1,111,190
役員退職慰労引当金	101,453	104,650
退職給付に係る負債	117,067	119,239
資産除去債務	93,085	90,662
その他	181,864	173,015
固定負債合計	4,948,505	5,170,959
負債合計	8,086,993	9,231,160
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,681,941	1,681,941
資本剰余金	1,189,898	1,189,898
利益剰余金	167,345	171,573
自己株式	180,687	180,687
株主資本合計	2,523,806	2,519,577
新株予約権	59,027	59,003
純資産合計	2,582,833	2,578,581
負債純資産合計	10,669,827	11,809,742

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
売上高	3,740,820	3,335,518
売上原価	2,410,040	2,210,920
売上総利益	1,330,780	1,124,598
販売費及び一般管理費	1,312,869	998,147
営業利益	17,910	126,450
営業外収益		
受取利息	1,654	1,031
持分法による投資利益	547	373
受取保険金	1,790	-
受取販売協力金	-	2,700
受取給付金	-	4,000
その他	3,971	2,729
営業外収益合計	7,964	10,833
営業外費用		
支払利息	7,685	9,289
支払保証料	703	703
社債発行費償却	815	815
その他	8,956	3,025
営業外費用合計	18,161	13,833
経常利益	7,712	123,450
特別利益		
固定資産売却益	1,119	-
新株予約権戻入益	2,170	23
資産除去債務戻入益	-	10,419
特別利益合計	3,289	10,442
特別損失		
新型コロナウイルス関連損失	-	146,353
固定資産除却損	1,004	-
店舗閉鎖損失	45,168	-
特別損失合計	46,173	146,353
税金等調整前四半期純損失()	35,170	12,460
法人税、住民税及び事業税	11,389	10,824
法人税等調整額	2,414	19,056
法人税等合計	13,803	8,232
四半期純損失()	48,973	4,228
親会社株主に帰属する四半期純損失()	48,973	4,228

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
四半期純損失()	48,973	4,228
四半期包括利益	48,973	4,228
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	48,973	4,228

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	212,610千円	212,250千円
のれんの償却額	14,036千円	10,118千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	23,445	0.12	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				
	食料品・生活 雑貨小売事業	カラオケ関係 事業	スポーツ事業	I P事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	2,724,346	522,170	368,054	126,248	3,740,820
セグメント間の内部売上高又は振替高	459	242	-	18,264	18,966
計	2,724,806	522,412	368,054	144,512	3,759,786
セグメント利益又は損失()	3,506	40,368	26,138	13,730	49,270

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利 益	金 額
報告セグメント計	49,270
セグメント間取引消去	8,692
全社費用(注)	40,053
四半期連結損益計算書の営業利益	17,910

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				
	食料品・生活 雑貨小売事業	カラオケ関係 事業	スポーツ事業	I P事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	2,746,922	314,100	157,934	116,560	3,335,518
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,157	245	-	33,431	35,834
計	2,749,079	314,345	157,934	149,992	3,371,353
セグメント利益又は損失()	169,880	12,845	48,816	4,281	138,190

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利 益	金 額
報告セグメント計	138,190
セグメント間取引消去	8,382
全社費用(注)	20,122
四半期連結損益計算書の営業利益	126,450

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
1株当たり四半期純損失()	0円25銭	0円02銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	48,973	4,228
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 ()(千円)	48,973	4,228
普通株式の期中平均株式数(千株)	195,378	195,378

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

(重要な後発事象)

1. 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2020年7月22日開催の当社第40期定時株主総会において、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、2020年3月期の決算において217,477千円の利益剰余金の欠損を計上しております。今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するとともに、早期の復配を実現するため、会社法第448条第1項及び第452条の規定に基づき資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振替えるとともに、振替えた同額の剰余金を処分することで利益剰余金の欠損分を補填いたします。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 217,477千円

増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 217,477千円

(3) 剰余金の処分の要領

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 217,477千円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 217,477千円

(4) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

取締役会決議 2020年5月22日

株主総会決議 2020年7月22日

効力発生日 2020年7月22日

2. 株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の発行

当社は、2020年7月22日開催の当社第40期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて決議いたしました。

(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役及び監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり取締役及び監査役の報酬等として相当であると存じます。

なお、報酬等としての新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとに企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとします。

(2) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の割当日

募集新株予約権の発行は取締役会で決定する。

(4) 新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 10,000,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

新株予約権の総数

10,000個を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は8,000個、当社監査役（社外監査役も含む）が付与する新株予約権は100個をそれぞれ上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。ただし、上記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日より6年間とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件

- 1) 権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。
- 2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
- 3) 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。
- 4) 新株予約権の割当時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または嘱託社員であることを要する。ただし、当社もしくは当社の関係会社の従業員または嘱託社員が会社都合等の正当な理由により退職した場合は、この限りではない。
- 5) その他権利行使の条件は、2020年7月22日開催の当社第40期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

新株予約権の取得の条件

- 1) 当社は、新株予約権者が上記による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- 1) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記及びに準じて決定する。
- 3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記2)に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- 5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- 6) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月6日

株式会社音通
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 潤 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山内 紀彰 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社音通の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社音通及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。